

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和３年８月10日

【発行者名】 ノルデア１・シキャブ
(Nordea 1, SICAV)

【代表者の役職氏名】 署名権者
マイケル・マルデナー (Michael Maldener)
署名権者
スヴェン・ローレンツ (Sven Lorenz)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2220、ニュードルフ通り
562番
(562, rue de Neudorf, L-2220 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
ノルデア１・シキャブ
- ヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(Nordea 1, SICAV
- European High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
ノルデア１・シキャブ
- ヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
- クラス（米ドルヘッジ）投資証券
上限見込額は２億2,150万米ドル（約241億2,800万円）である。
（注１）米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2021年４
月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ド
ル＝108.93円および１ユーロ＝131.99円）による。
（注２）上限見込額は、便宜上、ファンドのクラス（米ドルヘッジ）投資証券の2021
年４月末日現在の１口当たり純資産価格（22.15米ドル）に1,000万口を乗じ
て算出された金額である。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、ファンドの代行協会および日本における販売会社であるUBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始するため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（注）下線部は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

（10）申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社 ^{（注2）}

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス https://www.ubs-sumitrust.com/

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注1）日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

（注2）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に
に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。また、本書における
申込取扱場所は、上記の通り変更となる。以下同じ。

（12）払込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi Oneタワー

<訂正後>

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

（注）本書における払込取扱場所は上記の通り変更となる。以下同じ。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

日本における販売手続等

原則として、営業日でかつ日本における販売会社、販売取扱会社および日本の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（日本のゴールデンウィーク、年末年始等）等、管理事務代行会社により申込みが受領された日から3営業日以内に、UBS証券によって管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（中略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

<訂正後>

（前略）

日本における販売手続等

原則として、営業日でかつ日本における販売会社、販売取扱会社および日本の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時（日本時間）までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（日本のゴールデンウィーク、年末年始等）等、管理事務代行会社により申込みが受領された日から3営業日以内に、UBS証券^{（注）}によって管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（中略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

（注）UBS証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始する。このため、同日以降、本書におけるUBS証券株式会社に関する記載は、UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社と読み替えられるものとする。

第４ 関係法人の状況

２ その他の関係法人の概況

（１）名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

ＵＢＳ証券株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a．資本金（株主資本）の額

2021年4月末日現在、321億円

b．事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

< 訂正後 >

（前略）

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a．資本金（株主資本）の額

2021年6月末日現在、5,000万円

b．事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

第四部 特別情報

第３ その他

別紙A

交付目論見書の概要

< 訂正前 >

（前略）

日本における 販売会社	<u>ＵＢＳ証券株式会社</u>
----------------	------------------

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

日本における 販売会社	<u>UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社</u> <u>（ ） ＵＢＳ証券株式会社のウェルス・マネジメント本部の事業が会社分割され、2021年8月10日からは分割先であるUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社が承継した業務を開始します。</u>
----------------	---

（後略）